

岸和田市貝塚市清掃施設組合電子署名実施規程

令和4年2月24日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、電子署名の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子文書 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (2) 電子署名 電子文書に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該電子文書が、当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - イ 当該電子文書について、改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (3) 職責証明書 電子署名に使用することで、電磁的記録が地方公共団体の職責者によるものであること、及びその内容が改ざんされていないことを保証する証明書をいう。
- (4) 民間認証局 電子署名を用いた電子文書を受領する者が指定する職責証明を行う民間機関をいう。
- (5) 電子署名カード 電子署名を付与する際に用いる職責証明書等の電磁的記録が格納された記録媒体をいう。
- (6) カード管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、民間認証局が発行する電子署名カードを使用することにより実施するものとする。

(電子署名の職名)

第4条 電子文書を行うために必要な電子署名の職名は、管理者とする。

(運用管理者)

第5条 電子署名の適正な運用及び管理を図るため、電子署名運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 電子署名カードの発行、更新又は廃止（以下「発行等」という。）に関する事。
 - (2) 民間認証局への各種申請その他電子署名の運用及び管理に関する事。
- 3 運用管理者は、総務課長をもって充てる。

（電子署名カードの管理）

第6条 カード管理者は、各事務を所掌する課等の長をもって充てる。

- 2 カード管理者は、電子署名カードを慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないように管理を厳重にしなければならない。
- 3 カード管理者は、電子署名管理台帳（様式第1号）を備え、常に整備しておかなければならない。

（電子署名カード取扱担当者）

第7条 カード管理者は、所属職員のうちから電子署名カード取扱担当者（以下「カード取扱担当者」という。）を定めることができる。

- 2 カード取扱担当者は、岸和田市貝塚市清掃施設組合文書管理規程（平成29年規程第2号）第5条第1項に規定する文書取扱主任その他これに準ずる者の中からカード管理者が指定する。
- 3 カード取扱担当者は、カード管理者の指揮監督を受けて、電子署名カードに関する事務を処理するものとする。

（電子署名カードの発行等）

第8条 電子署名カードの発行等をしようとするときは、運用管理者に協議しなければならない。

- 2 カード管理者は、電子署名カードの発行等をしようとするときは、電子署名カード発行・更新・廃止申請書（様式第2号）を運用管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の提出があったときは、運用管理者は、管理者の承認を受けたうえで、民間認証局に申請しなければならない。

（電子署名カードの使用）

第9条 電子署名カードを使用しようとするときは、カード取扱担当者は、電子署名を行う電磁的記録及び決裁書類等を審査照合した上、カード管理者の許可を受けなければならない。

- 2 カード取扱責任者は、前項の許可を受けようとするときは、電子署名カード使用許可願（様式第3号）をカード管理者に提出しなければならない。
- 3 電子署名カードは、正規の執務時間内において指定された場所で使用しなければならない。ただし、執務時間外若しくは休日に電子署名カードを使用する必要があるときは、事前にカード管理者の承認を受けなければならない。

（職務代理の場合の電子署名）

第 10 条 電子署名に用いる職にある者に事故等があるため、他の職員が職務代理者、事務取扱者等となり、その職務を代理する場合においては、その職務を代理される者の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードの事故届)

第 11 条 カード管理者は、電子署名カードの盗難、紛失、偽造その他電子署名カードに関し事故があったときは、速やかに電子署名カード事故届（様式第 4 号）により、運用管理者に報告しなければならない。

(電子署名カードの返却)

第 12 条 カード管理者は、廃止その他の理由により電子署名カードを使用しなくなったときは、速やかに当該電子署名カードを運用管理者を経て民間認証局に返却しなければならない。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか電子署名の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。